

○関東地方整備局告示第百三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年三月二十五日

関東地方整備局長 藤巻 浩之

第1 起業者の名称 栃木県

第2 事業の種類 主要地方道大田原氏家線改築工事（親園佐久山バイパス・栃木県大田原市親園字街道下地内）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 栃木県大田原市親園字街道下地内

2 使用の部分 栃木県大田原市親園字街道下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県大田原市親園字高室地内の親園交差点から同市親園字吉沢前地内の大田原市道ライスライン親園線と市道親園5号線との交差点を経由して同市佐久山字前坂地内の佐久山バイパスとの接続点までの延長2,667.6mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「主要地方道大田原氏家線改築工事（親園佐久山バイパス・栃木県大田原市親園字街道下地内）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工

事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路、土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

主要地方道大田原氏家線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により栃木県知事が県道に認定した路線であり、起業者である栃木県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により栃木県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、栃木県大田原市を起点とし、同県さくら市に至る延長24.1kmの幹線道路であるとともに、一般国道293号と一般国道461号を南北に結んでいることから県北部地域の物流はもとより通勤等の日常生活にも利用され、また、第三次緊急輸送道路にも指定されている重要な道路である。

本路線が通過する栃木県大田原市は、田園工業都市として発展し、高度な最先端の技術を有した優良企業が集積している地域である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、地域住民の通勤、通学等の日常生活での利用による地域内交通と周辺地域の物流、産業等による通過交通がふくそうしており、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。

令和3年度の一般交通量調査によると、栃木県大田原市佐久山地内の現道での自動車交通量は10,999台／日、混雑度は1.22となっている。

また、一部の区間は、県道の構造の技術的基準を定める条例（令和2年栃木県条

例第6号) (以下「栃木県道路条例」という。)に定める車道の幅員、最小曲線半径及び縦断勾配を満たさないことから、幹線道路としての機能を発揮していない状況にある。加えて、現道沿線には小中学校があり、通学路に指定されているにもかかわらず、自転車歩行者道の幅員を満たしていない区間が大部分を占めているため、児童及び生徒等は、路肩又は車道部の通行を余儀なくされているなど安全な通行が確保されていない状況でもある。

本件事業の完成により、通過交通が本件区間に転換することで、現道における交通混雑の緩和が図られ、通行車両や自転車・歩行者の安全安心な通行の確保に寄与することが認められる。また、本件区間においては旅行時間が短縮され、沿線・近隣の工業団地・産業団地等へのアクセスが向上し、地域経済・産業活動に寄与することも認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動に関して環境影響調査を実施したところ、大気質、振動については、環境基準等を満足するとされている。騒音については、住宅地に隣接する約200m区間の保全措置として排水性舗装を敷設することで環境基準を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件事業区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているコバネアオイトトンボ、ミヤマシジミ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウラギンスジヒョウモン、準絶滅危惧として掲載されているオオルリハムシ等、栃木県版レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているマイマイツツハナバチ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。)が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲

載されているオオアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、ヌマゼリ等、準絶滅危惧として掲載されているミクリ、ミズニラ等、その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、主な生息・生育環境が本件事業区間から離れていることや生息・生育環境の改変面積がわずかであることから、影響はない若しくは小さいと予測されているが、工事施工にあたり工事濁水が流出しないよう対策をとることが望ましいとされていることから、濁水対策を講じている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、現地立会を実施した結果、本件事業による影響はなく、工事に着手して良い旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、栃木県道路条例第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして整備する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、申請案を含む3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、3案中最も延長が長く、総潰地面積も多いものの、起点側は市道親園5号線を利用することができ、圃場整備された田面への影響が少ないため土地利用に与える影響を抑えられること、また、現道とバイパスの高低差が小さいことから、高架橋などの大規模な構造物を必要としないため施工性かつ経済性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があること、車道の幅員や最小曲線半径を満たさない区間が存在しており、幹線道路としての機能を発揮していない状況を改善する必要があること、児童や生徒等は路肩又は車道部の通行を余儀なくされており、その安全な通行を確保する必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大田原市及び主要地方道大田原氏家線改修促進期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。